

重要：保存版

令和5年6月1日

保護者の皆様

大津市立大石小学校
校長 青谷 恭浩

非常災害時およびその他緊迫事態における臨時措置について（お知らせ）

平素は、本校教育に対しまして、ご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。さて、標記の件につきまして、下記のとおり対応を予定しています。ご家庭での対応をよろしくお願い致します。

記

1 臨時休業、および登校時刻・下校時刻の変更措置について

- (1) 午前7時現在、テレビ放送等による気象情報で、「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」「暴風を含む警報」が発令されている場合は、臨時休業となります。

この場合は、学校からご家庭への連絡はいたしません。テレビ放送等をご覧ください。

※「暴風」を含む警報とは、暴風警報、暴風大雨警報、暴風大雨洪水警報、暴風大雪警報です。

- (2) 午前7時を基準とする前後の時間帯に、前項に規定する警報か以下のいずれかの状況が発生している場合、臨時休業、または始業時刻を繰り下げることがあります。
- ・大雨警報・洪水警報・大雪警報・土砂災害警戒情報のいずれかが発表されている。
 - ・避難情報が発表され、本校に避難所が開設されている。
 - ・その他、大雨や大雪等の影響により、児童の安全確保が難しい場合。
- (3) 登校後、「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」「暴風を含む警報」が発令された場合、及び前項の事態が発生した場合、下校時刻を繰り上げることがあります。

(2)(3)の場合は、保護者の皆様にご登録いただいておりますメール配信およびtetoruによりお知らせします。

メールまたはtetoruでの配信が不可能な方につきましては、担任より電話連絡致します。

※連絡先に変更がありましたら、担任までお知らせください。

※メール配信登録がまだの方やメールアドレスを変更された方は、担任までお申し出ください。所定の用紙をお渡しいたします。その後、学校の方で登録または登録の変更をさせていただきます。

2 その他

- (1) 台風等で学校が臨時休業となり、担任から翌日の学習や持ち物について連絡されていない時は、時間割通りの準備をお願いします。
- (2) 午前7時までに「特別警報」「暴風を含む警報」が解除された場合は、安全に十分気をつけながら登校させてください。(河川が多い地域のため、急激な増水が予想されます。学校でも日々指導を行っていますが、各ご家庭でも危険な箇所近づかないようご指導ください。)